

第4部 債権総論

1. 債権

■ 63-1 債権とは

【債権】債権者が債務者に対して一定の行為を請求する権利

例 金を貸した人（債権者）が借りた人（債務者）に対し、貸した金を返せと請求する権利
買主（債権者）が売主（債務者）に対し、商品を引き渡してくれと請求する権利

【物権】一定の物を直接的に、そして排他的に支配する権利

債権＝人に請求する権利＝直接性、排他性なし
物権＝物を支配する権利＝直接性、排他性あり

- * 直接性＝他人の行為を必要としない
- * 排他性＝同じ内容の物権は存在できない

例 Aが自分の所有する家をBに売却し、Bは対抗要件たる登記を備えた場合、Bはこの家の所有権を取得したのだから、これは原則として誰に対しても対抗できる。その後AがCにこの家を2重に売却したとしても、Cはこの家の所有権を獲得できない。つまり所有権という物権の排他性から、Bの所有権以外は成立しない。
ところがAB間の売買契約もAC間の売買契約も有効だから、B（買主）はA（売主）に対して家を引き渡せと請求する債権を持ち、同時にC（買主）もA（売主）に対して家を引き渡せと請求する債権を持つことになる。つまり債権には排他性がないので本来なら両立できないはずの内容の債権がいくらかでも成立する。

■ 63-2 債権の構造

債権 { 総則 = 債権総論
 契約 }
 事務管理 } 債権各論
 不当利得 }
 不法行為 }